



平成17年度の主な事業



登別温泉バイパス工事に伴う配水管の
移設工事（事業費1,500万円）



老朽化の著しい美園ポンプ場を新たな
場所に建設（事業費4,000万円）



登別温泉浄水場全面外壁補修工事（事
業費3,500万円）

平成17年度の予算執行状況

平成17年度の予算の執行状況は、4月から9月までの期間で、収益的収支の収入では、水道料金が前年度と同程度となっており、執行率は47・8%となっております。一方、支出は、減価償却費や支払利息などが年度末に経理を行うため、執行率は27・5%となっております。

また、資本的収支の収入では、予算の約98%が国などからの借入金で、その資金は年度末に交付されるため、工事にかかる負担金のみの収入で執行率は0・5%となっております。一方、支出は、配水管の整備事業や水道メーターの購入、借入金の償還などで執行率は33・6%となっております【表2】。

水道の使用開始と 停止などの手続き

転入や転出、転居などにより、水道の使用を開始する場合や停止する場合は、必ず水道グループまで連絡してください。

また、長期間家を空ける場合など、一時的に水を使用しない場合についても連絡をお願いします。

水道料金の納入方法

納入通知書による納入

水道メーターの検針は2カ月に一度行っています。検針月の翌月15日過ぎに納入通知書を郵送しますので、お近くの金融機関やコンビニ、水道グループ、各支所の窓口でお支払い

ください。

口座振替による納入

水道メーターの検針は2カ月に一度行っています。検針月の翌月23日（土・日曜日、祝日の場合は翌日）に指定の口座から振り替えさせていただきます。

なお、23日に振り替えにならなかった場合は、翌月の5日（土・日曜日、祝日の場合は翌日）に再振り替え（郵便局を除く）させていただきます。

口座振替の申込方法

『水道・下水道使用水量・料金のお知らせ』または『納入通知書』と預金通帳、金融機関お届け印をお持ちになり、金融機関へお申し込みください。申し込み用紙は金融機関にあります。また、水道グループの窓口でもお取り次ぎします。

給水を停止する場合

給水停止は、納入通知書の納入期限を過ぎてもお支払いいただけないお客様に対し、数回にわたる料金支払いのお願いを行ったにもかかわらず、お支払いがない場合、やむを得ず給水停止を行うものです。

給水停止は、水道法第52条第3項と登別市水道事業条例第40条の規定に基づき行います。

問い合わせ 水道グループ

☎ 85 5 5 0 1 FAX 85 5 8 0 5

Eメール：gyoumu@city.
noboribetsu.hokkaido.jp